

令和7年度 客引き行為等の適正化に係る繁華街対策業務委託
仕様書

1 案件名称

令和7年度 客引き行為等の適正化に係る繁華街対策業務委託

2 目的

本業務は、客引き行為等の適正化に関する条例（以下「条例」という。）に基づき指定された、客引き行為等適正化重点地区（以下「重点地区」という。）及び客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）において、客引き行為者に対する口頭注意及び来街者に対する啓発活動（以下「繁華街対策」という。）を行うことで、客引き行為等の抑止に資することを目的とする。

3 履行場所

本市指定場所（別図参照）

(1) ミナミ地区3か所程度

大阪府中央区道頓堀所在の戎橋 付近

大阪府中央区宗右衛門町4番2号 大阪府南警察署道頓堀交番前の交差点 付近

大阪府中央区難波一丁目7番 n a m B a H I P S北西の交差点 付近

(2) キタ地区3か所程度

大阪府北区角田町5番15号 H E P F I V E 西側歩道上 付近

大阪府北区小松原町5番12号 北側歩道上 付近

大阪府北区曾根崎二丁目5番 露天神社北側からアパホテル 付近

(3) 北新地地区・京橋地区

条例により指定している重点地区内で客引き等行為者が多い箇所

※上記履行場所における配置等については、発注者と受注者が協議の上、決定することとする。

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間

5 履行日及び履行時間

(1) 履行日

308日（火曜日から日曜日までの週6日間）

（ただし、12月29日～1月3日は除く）

(2) 履行時間

原則として午後6時30分から午後11時30分まで

ただし、客引き行為者の動向変化に対応するための活動時間の変更や、本市の行事等の状況により、時間を変更する必要がある場合には発注者と協議するものとする。

6 従事者等

本業務に従事する従事者等は、次のとおりとする。

- (1) 本業務を総括する責任者として警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）で定める警備員指導教育責任者（以下「統括責任者」という。）を繁華街対策に専従する者（以下「繁華街対策員」という。）とは別に置くこと。また、統括責任者は、本業務の履行に際しては、条例、条例施行規則など関連法令を理解しておくこと。
- (2) 本業務の連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）として、勤務時間毎に法に定める施設警備業務検定 1 級若しくは 2 級又はそれと同等の資格を有する者を繁華街対策員とは別に常時確保すること。なお、連絡責任者は統括責任者を兼ねることができる。
- (3) 繁華街対策員は柔道又は剣道の有段者若しくはそれと同等の身体能力を有する者とする。また、本業務を行うに足る能力と野外の徒歩巡回に耐える体力を持つ者とする。
- (4) 従事者等については上記の要件に加え、事業の目的を達成するうえで必要となる能力を有する者とし、具体的な内容については企画提案事項とする。

7 活動体制

(1) 活動人員

連絡責任者 1 名

繁華街対策員 16 名以上

- (2) 繁華街対策員は原則 2 名以上 1 班とし、従事者等の 2 分の 1 以上は、最低 1 年以上、警備業務に従事したことがある者とする。
- (3) 繁華街対策員を交代する場合は、事前に発注者と協議し、業務遂行水準を維持できるよう、繁華街対策員の能力、体力、年齢構成等を十分考慮し交代要員を決めること。
- (4) 風水害の天災等により規定の活動人員の確保が困難である場合には、発注者と協議した上で、限られた活動人員の範囲内で効果的に業務を遂行すること。
- (5) 具体的な人員数及び時間帯ごとの配置人数等の配置計画及び従事者等の監督方法については企画提案事項とする。

8 委託業務内容

本業務実施にあたっては、実施計画を策定し、効果的に業務を遂行すること。

(1) 事前準備

ア 条例及び本業務にかかる研修の実施

契約締結後速やかに、発注者と受注者が調整のうえ、決定した日時場所において条例及び業務内容にかかる研修を実施し、従事者等全員に受講させること。

追加採用者等の未受講者については、受注者が随時講習内容を伝えること。

イ 繁華街対策員の服装等

受注者は、統一した制服等を調達し、繁華街対策員に着用させたいうで業務に従事すること。ただし、左胸に「大阪市繁華街対策員」背面に「繁華街客引き等対策員」とプリントすること。また、雨具、防寒具等についても調達すること。

ウ 装備資機材等

受注者は、本業務に必要な装備品（拡声器、携帯電話機、懐中電灯、住宅地図等）を用意するとともに、緊急時等における連絡体制を確保すること。

繁華街対策員が所有する私用の携帯電話機は、受注者において通話履歴等の管理ができないため、私用の携帯電話機は連絡用として使用させないこと。

エ 拠点の確保

本業務に使用する拠点については、大阪市内で活動するに適した箇所を選定し、受注者において調達すること。

オ 連絡体制について

発注者との連絡体制及び本社（支社を含む）と従事者等との連絡体制を確立し、円滑な情報共有を可能とすること。

カ 人権研修の実施

受注者は、従事者等がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。また研修終了後、研修内容について速やかに「人権問題研修実施報告書」（様式自由）を発注者に提出すること。

キ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく研修の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者等向けの研修等を実施し、発注者へ実施報告書（別記様式第 4 号）を提出すること。

ク その他

前記、事前準備にかかる調達・研修等に関して生じる人件費及び手数料等の経費（発注者に係る人件費等は除く。）は全て受注者の負担とする。

(2) 客引き行為者等に対する口頭注意

条例で定める客引き行為等をしていると認められる者を発見した際には、当該客引き行為等をしていると認められる者に対して、客引き行為等をやめるように口頭注意を行うとともに、口頭注意を行った場所、時間等を報告書（発注者と受注者が協議の上、決定した書式）に記録し、発注者に提出すること。

なお、口頭注意を行う際は、強制や威圧と受け取られる態度を避け、理解と協力を求めるように礼儀正しく説明すること。

(3) 客引き行為等防止に関する広報啓発活動

前記履行場所において、徒歩による巡回を実施し、上記(2)記載の口頭注意及びチラシ、拡声器等を活用した広報活動等、客引き行為等の防止に向けて、来街者の国籍にかかわらず効果のある啓発活動を実施することとし、具体的な実施方法については企画提案事項とする。

(4) 効果検証

受注者は業務開始までに事業の目的を達成するうえで必要となる効果指標を設定し、事業完了時に適切な検証方法により事業の効果検証を実施すること。

なお、具体的な効果検証方法については企画提案事項とする。

(5) その他社会通念上の迷惑行為等の抑止・啓発

活動中、他の条例で禁止されている公共の場所での屋外喫煙やごみの投棄等、社会通念上の迷惑行為等を発見した場合は、状況に応じた適切な措置を講ずること。

(6) 有事の際の措置

ア 本業務従事中に不法事案や火災等を発見した場合は、直ちに 110 番又は 119 番通

報し、現場において警察官や消防官に、引き継ぐこと。(現行犯逮捕した場合は、現場に到着した警察官の指導のもと、協力して処理する。)

この場合において、市民の安全確保を第一とし、交通整理が必要な場合は警察官等と連携を図ること。

イ 本業務従事中に傷病人等、救護を要する者を発見した場合は、傷病人の救護(傷病人を安全な場所に移動し、119番通報する等)及び道路上の危険防止の措置を講ずること。

ウ 本業務従事中に大規模災害等が発生した場合は、各自の安全を確保した後、各自が連絡責任者に安否報告を行うこと。

連絡責任者は、速やかに発注者と連絡をとり指示を仰ぐこと。

被災者等の支援活動等の業務の指示は、連絡責任者を通じて行うこと。

(7) 市民接遇

市民からの質問・要望等に対しては、活動の目的・内容を丁寧に説明するなど、適切な市民接遇に努めること。また、聴取した内容は受注者を通じて発注者に書面により報告すること。

(8) リスク管理

業務実施中に発生した事件・事故等及び市民等からの要望・意見・苦情については適切に対応するものとし、具体的な対応及びリスク管理方法については企画提案事項とする。

(9) 勤務時の留意事項

勤務中の喫煙及び飲食(ただし、水分補給は除く。)は禁止とする。勤務時に、来街者等から身分証明書の提示を求められた場合は、速やかに提示すること。

9 業務実施に当たっての留意事項

(1) 従事者等への教育の実施

受注者は、従事者等に対し、業務内容、職業倫理、市民接遇、トラブル発生時の安全・危険回避等に関する事項について十分に理解、体得させた後に勤務に従事させること。

(2) 統括責任者及び連絡責任者の指定

受注者は、本契約により業務を開始するまでに、必ず本業務に関する統括責任者を指定すること。併せて、連絡責任者を指定し、本業務推進にあたって繁華街対策員に対する指導や業務推進の統括を行わせること。

(3) 関係機関との連絡連携

受注者は、本業務の実施にあたっては、警察等の関係機関と連絡連携を密にし、本業務を適正かつ効果的に行うこと。

10 業務日報等の作成

(1) 業務日誌の作成と提出

繁華街対策員は、業務日誌(別記様式第1号)に当日の取扱事項(客引き行為者の数、現場の様子、通報または保護等を行った場合は、その内容、市民からの質問・要望等)を記録し、連絡責任者に提出すること。

(2) 業務日報の作成と提出

連絡責任者は、繁華街対策員が提出した業務日誌をとりまとめ、業務日報(別記様式

第2号)に記載し、統括責任者から受注者に提出すること。

11 報告

受注者は、本業務推進にあたり、前項までに定める報告以外に、次の事項に該当するものについて、速やかに発注者に報告しなければならないものとする。

報告事項に変更が生じた場合は、更新した報告事項を速やかに発注者に報告すること。

(1) 配置人員の報告（業務開始前）

指定した統括責任者、連絡責任者及び繁華街対策員の氏名、年齢、保有資格、職務経歴等を別記様式第3号により報告すること。

また、統括責任者及び連絡責任者は、緊急連絡先についても発注者に報告すること。

なお、発注者に報告した繁華街対策員であっても、発注者が不適格と判断したときは、速やかに他の繁華街対策員に交代させること。

(2) 教育実施結果の報告（随時）

繁華街対策員に対する教育の実施日時、場所、教育対象者、教育実施担当者、教育内容等を書面で報告すること。

(3) 連絡体制一覧表の報告（随時）

連絡責任者、繁華街対策員の連絡体制一覧表を書面で報告すること。

(4) 業務日報の提出（毎月2回）

受注者は、業務日報について記載漏れ等の不備が無いか確実に点検し、毎月1日～15日分は20日まで、16日以降分は翌月5日までに、業務日報（別記様式第2号）を発注者に提出し報告すること。なお、提出期限が土日祝日の場合は翌開庁日を期限とする。

なお、3月16日～31日分は、3月31日を提出期限とする。

ただし、発注者が早期確認のため提出を求めた場合は、メールなどで速やかに提出すること。

また、業務日誌（別記様式第1号）は、受注者において保管し、発注者の提出の求めがあれば提出すること。

(5) 特異事案の報告（取扱の都度速やかに）

本業務推進にあたって通報または保護を行った場合など、特異事案の発生や市民からの要望等を聴取した場合は、その内容及び状況を速やかに書面で報告すること。

12 その他

(1) 受注者は、各種法令を遵守し、常に従事者等の資質向上に努めること。

(2) 本仕様書に定めていない事項については、大阪市契約規則及び大阪市会計規則に従い、必要に応じて発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

13 担当

大阪市民政局区政支援室地域安全担当

〒530 - 8201 大阪市北区中之島1 - 3 - 20

TEL : 06 - 6208 - 7317

(別図)

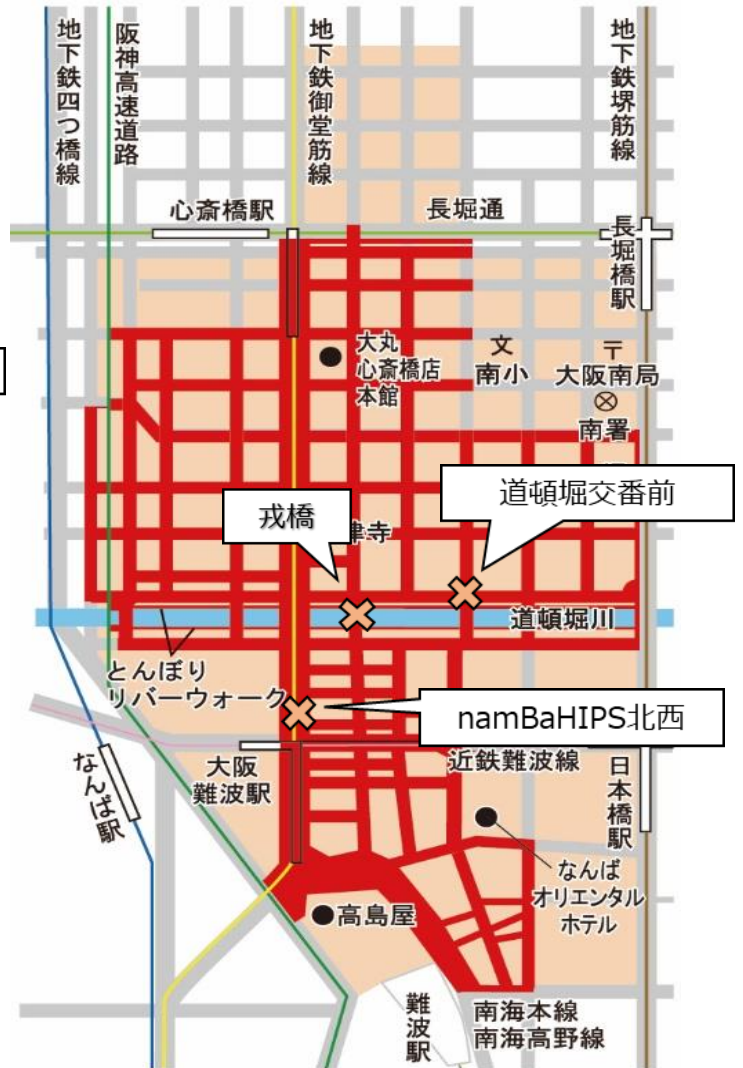
キタ地区



重点地区：ページュ部分（地下を含む。）
 禁止区域：赤色部分（地下、歩道橋を除く。）

※「×」「○」印 配置予定場所
 ただし、客引き等行為者の多い箇所に
 適宜配置

ミナミ地区



重点地区：ページュ部分（地下を含む。）
 禁止区域：赤色部分（地下を除く。）

北新地地区



重点地区：ページュ部分（地下を除く。）

京橋地区



重点地区：ページュ部分（地下を除く。）

業務日誌

| | |
|-------|--|
| 実施日時 | 年 月 日 () 時～ 時 |
| 実施場所 | 地区 |
| 班員氏名 | |
| 活動内容等 | ① 場 所 () 活動時間 : ~ : 客引き行為者数 居酒屋系客引き 人 風俗系客引き 人 |
| | ② 場 所 () 活動時間 : ~ : 客引き行為者数 居酒屋系客引き 人 風俗系客引き 人 |
| | ③ 場 所 () 活動時間 : ~ : 客引き行為者数 居酒屋系客引き 人 風俗系客引き 人 |
| | その他 |
| 特記事項等 | (客引き行為者の動向、来街者からの要望や質問など) |

業務日報

| | | | | |
|-------|---|---------------------------|------|--|
| 実施日時 | | 年 月 日 () 時～ 時 | | |
| 統括責任者 | | | | |
| 活動地区 | ① | キタ地区 | 班員氏名 | |
| | | | 班員氏名 | |
| 活動地区 | ② | キタ地区 | 班員氏名 | |
| | | | 班員氏名 | |
| 活動地区 | ③ | キタ地区 | 班員氏名 | |
| | | | 班員氏名 | |
| 活動地区 | ④ | ミナミ地区 | 班員氏名 | |
| | | | 班員氏名 | |
| 活動地区 | ⑤ | ミナミ地区 | 班員氏名 | |
| | | | 班員氏名 | |
| 活動地区 | ⑥ | ミナミ地区 | 班員氏名 | |
| | | | 班員氏名 | |
| 活動地区 | ⑦ | 北新地地区 | 班員氏名 | |
| | | | 班員氏名 | |
| 活動地区 | ⑧ | 京橋地区 | 班員氏名 | |
| | | | 班員氏名 | |
| 特記事項等 | | (客引き行為者の動向、来街者からの要望や質問など) | | |

人員配置表

| 役職 | 氏名 | 年齢 | 保有資格 | 職務経験等 | 柔剣道有段者と同等の身体能力を有すると判断した理由 | 徒歩巡回に耐える体力があると判断した理由 | 緊急連絡先 |
|---------|----|----|------|-------|---------------------------|----------------------|-------|
| 統括責任者① | | | | | | | |
| 統括責任者② | | | | | | | |
| 連絡責任者① | | | | | | | |
| 連絡責任者② | | | | | | | |
| 繁華街対策員① | | | | | | | |
| 繁華街対策員② | | | | | | | |
| 繁華街対策員③ | | | | | | | |
| 繁華街対策員④ | | | | | | | |
| 繁華街対策員⑤ | | | | | | | |
| 繁華街対策員⑥ | | | | | | | |
| 繁華街対策員⑦ | | | | | | | |
| 繁華街対策員⑧ | | | | | | | |
| 繁華街対策員⑨ | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---------|--|--|--|--|--|--|--|
| 繁華街対策員⑩ | | | | | | | |
| 繁華街対策員⑪ | | | | | | | |
| 繁華街対策員⑫ | | | | | | | |
| 繁華街対策員⑬ | | | | | | | |
| 繁華街対策員⑭ | | | | | | | |
| 繁華街対策員⑮ | | | | | | | |
| 繁華街対策員⑯ | | | | | | | |
| 繁華街対策員⑰ | | | | | | | |

上表の人員により実施します。

なお、統括責任者と連絡責任者は兼ねることができます。

統括責任者：1名以上

連絡責任者：1名以上

繁華街対策員：16名以上

※記載欄が不足する場合は行を追加し、ご利用ください。

令和 年度 障がいを理由とする差別の解消の推進
のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

1 事業者名等

| | | |
|------|--|--|
| 事業者名 | | |
| 担当者名 | | |
| 連絡先 | | |

2 研修内容

| 月 日 | 講師・研修方法等 | 時間 (分) | 対象(受講人数) |
|-----|----------|-----------|----------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

公益通報等にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

- 第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を大阪市民局総務部総務担当(総務グループ)(連絡先:06-6208-7311)へ報告しなければならない。
- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市民局総務部総務担当(総務グループ)(連絡先:06-6208-7311)へ報告しなければならない。
- 3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市民局総務部総務担当(総務グループ)(連絡先:06-6208-7311)に報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。